

東駿河湾広域都市計画 区域区分の変更

東駿河湾広域都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分
変更なし

2. 人口フレーム

区分 \ 年次	2015年 平成27年 (基準年)	2025年 令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	373.1千人	おおむね 348.5千人
市街化区域内人口	319.4千人	おおむね 296.5千人
配分する人口	—	296.1千人
保留する人口	—	0.4千人
特定保留	—	0.0千人
一般保留	—	0.4千人

3. 産業フレーム (静岡県)

区分 \ 年次	2015年 平成27年 (基準年)	2025年 令和7年 (基準年の10年後)
県内工業出荷額	126,675億円	おおむね 140,979億円

(注) 産業フレームは静岡県全体で設定している。

変 更 理 由

都市計画法第6条に基づき平成27年度以降に実施した都市計画に関する基礎調査の結果、第7回定期見直し以降における都市化の動向、都市基盤整備の状況、今後の土地利用の見通し、農業的土地利用の状況等が明らかとなったことから、これらを勘案し、令和7年における区域区分の人口フレームを本案のとおり変更するものである。

なお、今回の変更に伴い、市街化区域への編入や除外は行わない。今後、具体の市街化区域への編入がある場合は、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、必要な調整を行った上で行う。

変 更 概 要

市町村名	市街化区域面積 (ha)				備 考
	現行	編入	除外	計	
沼津市	約3,188.2	-	-	約3,188.2	
三島市	約1,366.8	-	-	約1,366.8	
長泉町	約785.6	-	-	約785.6	
清水町	約534.0	-	-	約534.0	
合 計	約5,874.6	-	-	約5,874.6	

※区域及び面積の変更なし。

東駿河湾広域都市計画

区域区分の変更

(静岡県決定)

区域区分図

